

会津坂下町新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）

信用保証料補助（申請受付要領）

1. 事業目的

福島県緊急経済対策資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）要綱（新型コロナウイルス感染症対応資金）」（以下「県要綱」という。）に基づき融資を受ける町内事業者に対して、福島県信用保証協会に納付する信用保証料を補助することにより、融資を受けた町内事業者の負担軽減を図り、経営の安定化を支援するため。

2. 補助対象者

福島県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」を利用する町内事業者のうち、売上高5%以上15%未満の減少した町内事業者で、福島県信用保証協会に信用保証料を支払った者

3. 補助要件

- (1) 町税の滞納が無い者
- (2) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等でないこと。

4. 補助額

福島県信用保証協会に信用保証料を支払った額の1/2を補助

5. 申請手続き

(1) 申請受付期間

県要綱に基づき融資を受けた日から令和3年3月1日（月）まで

(2) 申請に必要な書類

- ア 金銭消費貸借証書の写し
- イ 信用保証書の写し
- ウ 信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写し
- エ 融資取引計算書
- オ 借入申込書の写し
- カ 証書貸付返済予定表
- キ 入金確認できる通帳の写し
- ク 納税証明書

(3) 申請書提出先

会津坂下町役場 産業課商工観光班（東分庁舎）までお越してください。

平日申請受付時間：8時30分から17時00分

(4) 申請書

ア 産業課商工観光班（東分庁舎）

イ 会津坂下町ホームページ内「会津坂下町新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）信用保証料補助者応援金」からダウンロード

6. 補助交付決定

(1) 申請書類の受理後、審査した結果、補助金の交付・不交付の決定をしたときは、それぞれの決定に関する通知を送付します。

(2) 交付決定された結果に基づき、補助金が交付されます。

7. 留意事項

(1) 申請内容に関して、下記の事項に該当した場合には、補助金の返還を求めます。

ア 融資を受けた資金を早期完済し、信用保証料の返戻があったとき。

イ 申請書その他の書類等の内容に虚偽の記載があったとき。

ウ この要綱の規定その他補助金の交付に付した条件に違反したとき。

(2) 申請で把握した個人情報は、補助金の交付に係る審査事務及び支払い手続きのために利用します。

8. 問合せ先

会津坂下町役場 産業課 商工観光班

(電話) 0242-83-5711